

## 議案第9号

### 鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条

第1項の規定により、本議会の議決を求めらる。

令和5年6月9日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例（令和3年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 <u>宅地造成等に関する工事の規制（第5条の2—第5条の5）</u></p> <p>第3章 略</p> <p>第4章 略</p> <p>第5章 略</p> <p>第6章 略</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）の施行並びに盛土及び切土の施工、斜面地の工作物の設置並びに建設発生土の搬出の適正化</u>に關して必要な事項を定め、もつて<u>盛土の安全及び安心を確保すること</u>を目的とする。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 略</p> <p>第3章 略</p> <p>第4章 略</p> <p>第5章 略</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>盛土及び切土の施工、斜面地の工作物の設置並びに建設発生土の搬出の適正化</u>に關して必要な事項を定め、もつて<u>盛土の安全及び安心を確保すること</u>を目的とする。</p>

び安心を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 県特定盛土 盛土又は切土（以下「盛土等」という。）を施工する土地であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア・イ 略

(3) 略

(4) 特定事業 県特定盛土又は特定工作物（以下「県特定盛土等」という。）に係る工事（以下「特定工事」という。）を行う事業その他規則で定める事業をいう。

(5)～(9) 略

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）で使用する用語の例による。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 特定盛土 盛土又は切土（以下「盛土等」という。）を施工する土地であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア・イ 略

(3) 略

(4) 特定事業 特定盛土又は特定工作物（以下「特定盛土等」という。）に係る工事（以下「特定工事」という。）を行う事業その他規則で定める事業をいう。

(5)～(9) 略

<p>(事業者及び所有者等の責務)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 事業者は、特定事業の実施に当たっては、次に掲げる事項について規則で定める基準（以下「技術基準」という。）に従わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>県特定盛土等の構造の安全性に関する事項</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>県特定盛土等の維持管理に関する事項</u></p> <p>(5) 略</p> <p>3 事業者及び所有者等は、計画的な資金の積立てその他の方法により、次に掲げる費用を確保しなければならない。</p> <p>(1) <u>県特定盛土等の維持管理に要する費用</u></p> <p>(2) <u>県特定盛土等の撤去、原状回復その他斜面の安全の確保、災害の発生並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図るために講ずる措置並びにこれに伴い発生する建設発生土及び廃棄物の処分</u>に要する費用</p> <p>(土地の所有者、管理者等の責務)</p>	<p>(事業者及び所有者等の責務)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 事業者は、特定事業の実施に当たっては、次に掲げる事項について規則で定める基準（以下「技術基準」という。）に従わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>特定盛土等の構造の安全性に関する事項</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>特定盛土等の維持管理に関する事項</u></p> <p>(5) 略</p> <p>3 事業者及び所有者等は、計画的な資金の積立てその他の方法により、次に掲げる費用を確保しなければならない。</p> <p>(1) <u>特定盛土等の維持管理に要する費用</u></p> <p>(2) <u>特定盛土等の撤去、原状回復その他斜面の安全の確保、災害の発生並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図るために講ずる措置並びにこれに伴い発生する建設発生土及び廃棄物の処分</u>に要する費用</p> <p>(土地の所有者、管理者等の責務)</p>
---	---

第2章 宅地造成等に関する工事の規制

(中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模)

第5条の2 法第18条第4項の条例で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

- (1) 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- (2) 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- (3) 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前2号に該当する盛土等を除く。）
- (4) 第1号又は前号に該当しない盛土であって、高さが5メートルを超えるもの
- (5) 前各号のいずれにも該当しない盛土等であって、当該盛土等をする土地の面積が2,000平方メートルを超えるもの

(定期報告を要する宅地造成等の規模等)

第5条の3 法第19条第2項の条例で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、前条各号に掲げるものとする。

2 法第19条第2項の条例で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。

(1) 高さが5メートルを超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が1,500平方メートルを超えるもの

(2) 前号に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が2,000平方メートルを超えるもの

3 法第19条第2項の条例で付加する事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 土砂を搬入させた者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 搬入した土砂の数量及び土砂の搬出元の土地の住所又は所在地

(3) 災害発生の防止のための必要な措置

(4) 盛土に用いた土砂の土質

(5) 搬入された土砂の状況

(許可を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模等)

第5条の4 法第32条、第37条第4項及び第38条第2項の条例で定める規模の特定盛土等は、第5条の2各号に掲げるものとす  
る。

2 法第32条及び第38条第2項の条例で定める規模の土石の堆積  
は、前条第2項各号に掲げるものとする。

3 法第38条第2項の条例で付加する事項は、前条第3項各号に  
掲げる事項とする。

(適用除外)

第5条の5 法第10条第1項の規定により指定された宅地造成等  
工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（宅  
地造成等工事規制区域の指定の際、当該指定区域内において着  
手している宅地造成等に関する工事を含む。）については、第  
4条及び次章の規定は適用しない。

2 法第26条第1項の規定により指定された特定盛土等規制区  
域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事

(特定盛土等規制区域の指定の際、当該指定区域内において着手している特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を含む。)  
については、第4条及び次章の規定は適用しない。

### 第3章 略

(事業計画の変更の許可等)

第9条 第7条第1項の許可を受けた者（以下「許可事業者」という。）は、当該許可に係る事業計画を変更しようとするときは、当該変更に係る工事に着手する前に、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更をしようとするときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 県特定盛土等の維持管理に係る規則で定める軽微な変更

2・3 略

(特定事業の中間検査)

第12条 許可事業者は、特定工事（第9条第1項の変更に係る工事を含む。）に次の各号に掲げる工程（以下「特定工程」とい

### 第2章 略

(事業計画の変更の許可等)

第9条 第7条第1項の許可を受けた者（以下「許可事業者」という。）は、当該許可に係る事業計画を変更しようとするときは、当該変更に係る工事に着手する前に、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更をしようとするときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 特定盛土等の維持管理に係る規則で定める軽微な変更

2・3 略

(特定事業の中間検査)

第12条 許可事業者は、特定工事（第9条第1項の変更に係る工事を含む。）に次の各号に掲げる工程（以下「特定工程」とい



う。)を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度、規則で定めるところにより、その特定工事が許可を受けた事業計画の内容に適合しているかどうかについて、遅滞なく、知事の検査（以下「中間検査」という。）を受けなければならない。

(1) 略

(2) 県特定盛土に埋設される排水設備を設置する工程のうち

規則で定める工程

(3) 略

2 知事は、中間検査の結果、特定工程が許可を受けた事業計画の内容に適合していると認め、又は適合していないと認めたとときは、許可事業者に通知するものとする。

3 略

(特定事業の完了検査)

第13条 略

2 知事は、完了検査の結果、特定事業が許可を受けた事業計画の内容に適合していると認め、又は適合していないと認めたと

う。)を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度、規則で定めるところにより、その特定工事が許可を受けた事業計画の内容に適合しているかどうかについて、遅滞なく、知事の検査（以下「中間検査」という。）を受けなければならない。

(1) 略

(2) 特定盛土に埋設される排水設備を設置する工程のうち規

則で定める工程

(3) 略

2 知事は、中間検査の結果、特定工程が許可を受けた事業計画の内容に適合していると認め、又は適合していないと認めたとときは、規則で定めるところにより、許可事業者に通知するものとする。

3 略

(特定事業の完了検査)

第13条 略

2 知事は、完了検査の結果、特定事業が許可を受けた事業計画の内容に適合していると認め、又は適合していないと認めたと

きは、許可事業者に通知するものとする。

### 3 略

(定期的な報告)

第15条 許可事業者は、特定工事に着手した日から特定工事を完了し、又は廃止する日までの間において、6月ごとの当該期間における特定工事の状況について、当該期間を経過した日から起算して20日以内に、次に掲げる事項を記載した書面に、規則で定める書類を添えて、知事に報告しなければならない。

(1) 許可事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2)～(6) 略

2 県特定盛土に係る工事を完了し、又は廃止した許可事業者は、規則で定める場合を除き、当該特定事業の完了又は廃止の日から10年間（10年目の期間において第2号又は第3号に掲げる措置に異変又は不備が生じていると知事が認めた場合）にあっては、当該異変又は不備が改善されるまでの間）、1年ごとの当該期間における事業の状況について、当該期間を経過した日か

きは、規則で定めるところにより、許可事業者に通知するものとする。

### 3 略

(定期的な報告)

第15条 許可事業者は、特定工事に着手した日から特定工事を完了し、又は廃止する日までの間において、6月ごとの当該期間における特定工事の状況について、当該期間を経過した日から起算して20日以内に、次に掲げる事項を記載した書面に、規則で定める書類を添えて、知事に報告しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2)～(6) 略

2 特定盛土に係る工事を行った許可事業者は、規則で定める場合を除き、当該特定事業の完了又は廃止の日から10年間（10年目の期間において第2号又は第3号に掲げる措置に異変又は不備が生じていると知事が認めた場合）にあっては、当該異変又は不備が改善されるまでの間）、1年ごとの当該期間における事業の状況について、当該期間を経過した日から起算して20日以

ら起算して20日以内に、次に掲げる事項を記載した書面に、規則で定める書類を添えて、知事に報告しなければならない。

(1) 許可事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 報告の対象となる期間の県特定盛土に係る維持管理の状況

(3) 事業区域において報告の対象となる期間に実施した災害発生の防止のための必要な措置

(4)・(5) 略

3 前項の規定は、特定工作物を設置した場合について準用する。この場合において、前項中「県特定盛土」とあるのは「特定工作物」と、「10年間（10年目の期間において）」とあるのは「当該特定工作物を撤去するまでの間（特定工作物の撤去後に）」と読み替えるものとする。

(県特定盛土等の撤去等)

第17条 許可事業者（前条第1項又は第2項の規定に基づき許可事業者の地位を承継した者を含む。以下この条において同じ。）は、第7条第1項の許可を受けた特定事業に係る県特定

内に、次に掲げる事項を記載した書面に、規則で定める書類を添えて、知事に報告しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 報告の対象となる期間の特定盛土に係る維持管理の状況

(3) 前項第5号ウに掲げる事項

(4)・(5) 略

3 前項の規定は、特定工作物を設置した場合について準用する。この場合において、前項中「特定盛土」とあるのは「特定工作物」と、「10年間（10年目の期間において）」とあるのは「当該特定工作物を撤去するまでの間（特定工作物の撤去後に）」と読み替えるものとする。

(特定盛土等の撤去等)

第17条 許可事業者（前条第1項又は第2項の規定に基づき許可事業者の地位を承継した者を含む。以下この条において同じ。）は、第7条第1項の許可を受けた特定事業に係る特定盛

<p><u>盛土等を事業の用に供しないこととする場合又は県特定盛土に係る盛土等を撤去し、若しくは特定工作物を廃止する場合においては、当該県特定盛土等の撤去その他の斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全のために必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p><u>土等を事業の用に供しないこととする場合又は特定盛土に係る盛土等を撤去し、若しくは特定工作物を廃止する場合においては、当該特定盛土等の撤去その他の斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全のために必要な措置を講じなければならない。</u></p>
<p>2 略</p> <p>3 知事は、廃止時検査の結果、当該事業区域及びその周辺の土地の区域において、斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全がなされていると認め、又はなされていないと認めたときは、許可事業者及び所有者等に通知するものとする。</p>	<p>2 略</p> <p>3 知事は、廃止時検査の結果、当該事業区域及びその周辺の土地の区域において、斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全がなされていると認め、又はなされていないと認めたときは、規則で定めるところにより、許可事業者及び所有者等に通知するものとする。</p>
<p>(特定事業に係る保証金の預入)</p> <p>第18条 事業者（第16条第1項又は第2項の規定に基づき許可事業者の地位を承継した者を含む。以下この条から第21条までにおいて同じ。）は、次に掲げる特定事業の実施に係る第7条第1項又は第9条第1項の許可の申請に当たっては、規則で定めるところにより、あらかじめ防災・環境保全費用に係る現金（以下「保証金」という。）を事業者が知事と協議して定める金融</p>	<p>(特定事業に係る保証金の預入)</p> <p>第18条 事業者（第16条第1項又は第2項の規定に基づき許可事業者の地位を承継した者を含む。以下この条から第21条までにおいて同じ。）は、次に掲げる特定事業の実施に係る第7条第1項又は第9条第1項の許可の申請に当たっては、規則で定めるところにより、あらかじめ防災・環境保全費用に係る現金（以下「保証金」という。）を事業者が知事と協議して定める金融</p>

機関に預入しなければならない。この場合において、金融機関への預入は、日本国内において開設される預金口座に入金されるものでなければならぬ。

(1) 県特定盛土に係る工事を行う事業のうち斜面地において建設発生土を盛土し、又は宅地造成を行う事業

(2) 略

2～5 略

(保証金の使途)

第20条 知事は、事業者が第31条第1項、第2項、第4項又は第5項に基づく命令を受けたにもかかわらず、当該命令に係る措置の全部又は一部を履行しなかつたことにより、斜面の安全の確保、災害の発生防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全に支障が生じると認める場合は、当該事業者の預入した保証金を県が行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条又は第3条第3項の規定により斜面の安全の確保、災害の発生防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全をすることを講ずる措置に要する費用に充てることができる。

2 前項に規定する場合のほか、知事は、事業者が廃掃法第19条

機関に預入しなければならない。この場合において、金融機関への預入は、日本国内において開設される預金口座に入金されるものでなければならぬ。

(1) 特定盛土に係る工事を行う事業のうち斜面地において建設発生土を盛土し、又は宅地造成を行う事業

(2) 略

2～5 略

(保証金の使途)

第20条 保証金は、事業者が第31条第1項、第2項、第4項又は第5項に基づく命令を受けたにもかかわらず、当該命令に係る措置の全部又は一部を履行しなかつたことにより、斜面の安全の確保、災害の発生防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全に支障が生じると認める場合は、当該保証金を県が行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条又は第3条第3項の規定により斜面の安全の確保、災害の発生防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全をすることを講ずる措置に要する費用に充てることができる。

2 前項に規定する場合のほか、保証金は、事業者が廃掃法第19

の5第1項又は第19条の6第1項の規定に基づく命令を受けたにもかかわらず、当該命令に係る措置の全部又は一部を履行しなかつたことにより、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生じるおそれがあり、かつ、廃掃法第19条の8第1項第1号、第3号又は第4号のいずれかに該当すると認められる場合は、当該事業者の預入した保証金を県が同項の規定により講ずる支障の除去等の措置に要する費用に充てることができる。

### 3・4 略

(質権設定契約の解除等)

第21条 知事は、次に掲げる場合には、第18条第3項の規定により締結した質権設定契約を解除するものとする。

(1)～(4) 略

(5) 事業者が次に掲げる通知を受けたとき。

ア 県特定盛土にあつては、当該県特定盛土に係る完了検査の結果に係る通知（当該県特定盛土が許可を受けた事業計画の内容に適合していると認められる旨の通知に限る。）

イ 略

(6) 略

条の5第1項又は第19条の6第1項の規定に基づく命令を受けたにもかかわらず、当該命令に係る措置の全部又は一部を履行しなかつたことにより、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生じるおそれがあり、かつ、廃掃法第19条の8第1項第1号、第3号又は第4号のいずれかに該当すると認められる場合は、当該保証金を県が同項の規定により講ずる支障の除去等の措置に要する費用に充てることができる。

### 3・4 略

(質権設定契約の解除等)

第21条 知事は、次に掲げる場合には、第18条第3項の規定により締結した質権設定契約を解除するものとする。

(1)～(4) 略

(5) 事業者が次に掲げる通知を受けたとき。

ア 特定盛土にあつては、当該特定盛土に係る完了検査の結果に係る通知（当該特定盛土が許可を受けた事業計画の内容に適合していると認められる旨の通知に限る。）

イ 略

(6) 略

2～4 略

第4章 略

(特定建設発生生土搬出の許可等)

第23条 略

2 前項の許可を受けようとする者は、当該建設工事の区域ごとに次に掲げる事項を記載した特定建設発生生土搬出を行う事業に係る計画（以下「搬出事業計画」という。）及び規則で定める書類を添付した許可申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 発注者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2)～(5) 略

(6) 土砂を処分し、又は仮置きする土地の位置及びその土地の所有者、管理者、占有者又は地上権若しくは借地権を有する者（次項において「土砂処分地所有者等」という。）の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(7) 略

2～4 略

第3章 略

(特定建設発生生土搬出の許可等)

第23条 略

2 前項の許可を受けようとする者は、当該建設工事の区域ごとに次に掲げる事項を記載した特定建設発生生土搬出を行う事業に係る計画（以下「搬出事業計画」という。）及び規則で定める書類を添付した許可申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2)～(5) 略

(6) 土砂を処分し、又は仮置きする土地の位置及びその土地の所有者、管理者、占有者又は地上権若しくは借地権を有する者（次項において「土地所有者等」という。）の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(7) 略

3 知事は、前項の許可申請書の提出があった場合において、当該申請に係る事業が次の各号のいずれにも該当していると認めるときでなければ、第1項の許可をしてはならない。

(1) 略

(2) 搬出事業計画に定める土砂の処分又は仮置きをする土地が次に掲げるものであること。

ア 土砂を処分する場合には、当該土砂を処分する土地の区域が、法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項若しくは第35条第1項の許可若しくは第7条第1項若しくは第9条第1項の許可を受けた工事又は法第21条第1項若しくは第40条第1項の届出を行った工事を現に行っている区域その他斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全がなされているものとして規則で定める区域であること。

イ 土砂を仮置きする場合には、当該土砂を仮置きする土地の土砂処分地所有者等の承諾が得られていること。  
ウ 土砂を処分する土地の所在地が鳥取県内でないものにあつては、当該土砂を処分する土地の土砂処分地所有者等の承諾が得られていること。

3 知事は、前項の許可申請書の提出があった場合において、当該申請に係る事業が次の各号のいずれにも該当していると認めるときでなければ、第1項の許可をしてはならない。

(1) 略

(2) 搬出事業計画に定める土砂の処分又は仮置きをする土地が次に掲げるものであること。

ア 土砂を処分する場合には、当該土砂を処分する土地の区域が、第7条第1項又は第9条第1項の許可を受けた事業区域であること。

イ 土砂を仮置きする場合には、当該土砂を仮置きする土地の土地所有者等の承諾が得られていること。  
ウ 土砂を処分する土地の所在地が鳥取県内でないものにあつては、当該土砂を処分する土地の土地所有者等の承諾が得られていること。



4・5 略

(搬出事業計画の変更等)

第24条 略

第5章 略

第6章 略

附 則

(費用の確保に係る経過措置)

第3条 既存特定事業を実施する事業者又は所有者等は、当該特定事業の事業区域において、計画的な資金の積立てその他の方法により、次に掲げる費用を確保しなければならない。

- (1) 県特定盛土等の維持管理に要する費用
- (2) 県特定盛土等の撤去、原状回復その他斜面の安全の確保、災害発生の防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図るために講ずる措置並びにこれに伴い発生する建設発生土及び廃棄物の処分に要する費用

4・5 略

(処分事業計画の変更等)

第24条 略

第4章 略

第5章 略

附 則

(費用の確保に係る経過措置)

第3条 既存特定事業を実施する事業者又は所有者等は、当該特定事業の事業区域において、計画的な資金の積立てその他の方法により、次に掲げる費用を確保しなければならない。

- (1) 特定盛土等の維持管理に要する費用
- (2) 特定盛土等の撤去、原状回復その他斜面の安全の確保、災害発生の防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図るために講ずる措置並びにこれに伴い発生する建設発生土及び廃棄物の処分に要する費用

2 前項の規定にかかわらず、施行日前行う既存特定事業（施行日前行に施工された県特定盛土等に係る部分に限る。）に係る同項の規定の適用については、同項中「確保しなければならぬ」とあるのは、「確保するよう努めなければならない」とする。

（特定建設発生土搬出の実施に係る許可についての経過措置）

#### 第5条 略

（適用除外）

第6条 法第10条第1項の規定による宅地造成等工事規制区域の指定の際、当該指定区域内において既に着手している宅地造成等に関する工事については、附則第2条から附則第4条までの規定は適用しない。

2 法第26条第1項の規定による特定盛土等規制区域の指定の際、当該指定区域内において既に着手している特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、附則第2条から附則第4条までの規定は適用しない。

2 前項の規定にかかわらず、施行日前行う既存特定事業（施行日前行に施工された特定盛土等に係る部分に限る。）に係る同項の規定の適用については、同項中「確保しなければならぬ」とあるのは、「確保するよう努めなければならない」とする。

（特定建設発生土搬出の実施に係る許可についての経過措置）

#### 第5条 略

別表（第33条関係）

区分	金額
法第12条第1項の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事の許可又は法第30条第1項の規定に基づく特定盛土等に関する工事の許可	盛土等をする土地の面積が500平方メートル以内のもの 1 件につき 13,000円
	盛土等をする土地の面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 1 件につき 23,000円
	盛土等をする土地の面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 1 件につき 34,000円
	盛土等をする土地の面積が2,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの 1 件につき 52,000円
	盛土等をする土地の面積が3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 1 件につき 61,000円

別表（第33条関係）

区分	金額

の		
盛土等をする土地の面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき 86,000円	
盛土等をする土地の面積が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの	1件につき 143,000円	
盛土等をする土地の面積が20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以内のもの	1件につき 229,000円	
盛土等をする土地の面積が40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以内のもの	1件につき 344,000円	
盛土等をする土地の面積が70,000平方メートルを超え、	1件につき 515,000円	

<p>法第12条第1項又は法第30条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の許可</p>	<p>100,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき 687,000円</p>
	<p>盛土等をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの</p>	<p>1件につき 11,000円</p>
	<p>土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき 11,000円</p>
	<p>土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき 12,000円</p>
	<p>土石の堆積を行う土地の面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき 13,000円</p>
	<p>土石の堆積を行う土地の面積が2,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの</p>	

土石の堆積を行う土地の面積が3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1 件につき 15,000円
土石の堆積を行う土地の面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1 件につき 17,000円
土石の堆積を行う土地の面積が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの	1 件につき 23,000円
土石の堆積を行う土地の面積が20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以内のもの	1 件につき 34,000円
土石の堆積を行う土地の面積が40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル	1 件につき 63,000円

以内のもの		1 件につき 97,000円
土石の堆積を行う土地の面積が70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以内のもの		1 件につき 137,000円
土石の堆積を行う土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの	法第16条第1項の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事の計画の変更の許可又は法第35条第1項の規定に基づく特定盛土等に関する工事の計画の変更の許可	1 件につき 13,000円
変更に係る土地の面積が500平方メートル以内のもの		1 件につき 23,000円
変更に係る土地の面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの		1 件につき 34,000円
変更に係る土地の面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの		1 件につき 52,000円
変更に係る土地の面積が2,000平方メートル		

ルを超え、3,000平方メートル以内のもの	1 件につき 61,000円
変更に係る土地の面積が3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1 件につき 86,000円
変更に係る土地の面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1 件につき 143,000円
変更に係る土地の面積が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの	1 件につき 229,000円
変更に係る土地の面積が40,000平方メートルを超え、70,000	1 件につき 344,000円



<p>法第16条第1項又は法第35条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可</p>	平方メートル以内のもの	1件につき 515,000円
	変更に係る土地の面積が70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以内のもの	1件につき 687,000円
	変更に係る土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの	1件につき 11,000円
	変更に係る土地の面積が500平方メートル以内のもの	1件につき 11,000円
	変更に係る土地の面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき 12,000円
	変更に係る土地の面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき 13,000円
	変更に係る土地の面積が2,000平方メートル	
	変更に係る土地の面積が2,000平方メートル	

ルを超え、3,000平方メートル以内のもの	1件につき 15,000円
変更に係る土地の面積が3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき 17,000円
変更に係る土地の面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき 23,000円
変更に係る土地の面積が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの	1件につき 34,000円
変更に係る土地の面積が40,000平方メートルを超え、70,000	1件につき 63,000円

平方メートル以内のもの	変更に係る土地の面積が70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以内のもの	1件につき 97,000円
	変更に係る土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの	1件につき 137,000円
第7条第1項の規定に基づき特定事業の許可（特定工作物の設置に係るものを除く。）		
略		
略	第17条第2項の規定に基づき <u>特定盛土等</u> の廃止時検査（特定工作物の廃止に係るものを除く。）	略
	第17条第2項の規定に基づき <u>県特定盛土等</u> の廃止時検査（特定工作物の廃止に係るものを除く。）	略

第7条第1項の規定に基づき特定事業の許可（特定工作物の設置に係るものを除く。）	略	略
	略	略
第7条第1項の規定に基づき特定事業の許可（特定工作物の設置に係るものを除く。）	略	略
	略	略

物の廃止に係るものに限る。)	物の廃止に係るものに限る。)
略	略

第2条 鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第1章 略	第1章 略
第2章 宅地造成等に関する工事の規制 (第5条の2— <u>第5条</u> <u>の4</u> )	第2章 宅地造成等に関する工事の規制 (第5条の2— <u>第5条</u> <u>の5</u> )
第3章～第6章 略	第3章～第6章 略
附則	附則
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、そ	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、そ

それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 略

(3) 特定事業 特定工作物に係る工事（以下「特定工事」という。）を行う事業その他規則で定める事業をいう。

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 県特定盛土 盛土又は切土（以下「盛土等」という。）を施工する土地であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 盛土等を施工する土地の区域の面積が2,000平方メートル以上であり、かつ、盛土等の施工に係る地盤面の最も低い地点と地盤面の最も高い地点の標高の差（以下「地盤高低差」という。）が1メートル以上となるもの

イ 地盤高低差が5メートル以上となるもの

(3) 略

(4) 特定事業 県特定盛土又は特定工作物（以下「県特定盛土等」という。）に係る工事（以下「特定工事」という。）を行う事業その他規則で定める事業をいう。

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

## 2 略

(事業者及び所有者等の責務)

### 第4条 略

2 事業者は、特定事業の実施に当たっては、次に掲げる事項について規則で定める基準（以下「技術基準」という。）に従わなければならない。

- (1) 略
- (2) 特定工作物の構造の安全性に関する事項
- (3) 略
- (4) 特定工作物の維持管理に関する事項
- (5) 略

3 事業者及び所有者等は、計画的な資金の積立てその他の方法により、次に掲げる費用を確保しなければならない。

- (1) 特定工作物の維持管理に要する費用
- (2) 特定工作物の撤去、原状回復その他斜面の安全の確保、災害の発生並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図るために講ずる措置並びにこれに伴い発生する建設発生土及び廃棄物の処分に要する費用

## 2 略

(事業者及び所有者等の責務)

### 第4条 略

2 事業者は、特定事業の実施に当たっては、次に掲げる事項について規則で定める基準（以下「技術基準」という。）に従わなければならない。

- (1) 略
- (2) 県特定盛土等の構造の安全性に関する事項
- (3) 略
- (4) 県特定盛土等の維持管理に関する事項
- (5) 略

3 事業者及び所有者等は、計画的な資金の積立てその他の方法により、次に掲げる費用を確保しなければならない。

- (1) 県特定盛土等の維持管理に要する費用
- (2) 県特定盛土等の撤去、原状回復その他斜面の安全の確保、災害の発生並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図るために講ずる措置並びにこれに伴い発生する建設発生土及び廃棄物の処分に要する費用

(中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模)

第5条の2 法第18条第4項の条例で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土（以下「盛土等」という。）であって、当該盛土等をすする土地の面積が2,000平方メートルを超えるもの

(中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模)

第5条の2 法第18条第4項の条例で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 前各号のいずれにも該当しない盛土等であって、当該盛土等をすする土地の面積が2,000平方メートルを超えるもの

(適用除外)

第5条の5 法第10条第1項の規定により指定された宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（宅地造成等工事規制区域の指定の際、当該指定区域内において着手している宅地造成等に関する工事を含む。）については、第4条及び次章の規定は適用しない。

2 法第26条第1項の規定により指定された特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事（特定盛土等規制区域の指定の際、当該指定区域内において着手している特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を含む。）

については、第4条及び次章の規定は適用しない。

(特定事業の実施に係る許可)

第7条 特定事業を実施しようとする事業者（新たな特定工作物の設置その他の事由により、当該事業者が特定事業に該当することとなった場合における当該事業者を含む。）は、特定工事に着手する前に、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる特定事業の実施については、この限りでない。

(1) 国、地方公共団体が行う特定事業

(2) 略

2・3 略

(事業計画の変更の許可等)

(特定事業の実施に係る許可)

第7条 特定事業を実施しようとする事業者（新たな盛土等の施工又は特定工作物の設置その他の事由により、当該事業者が特定事業に該当することとなった場合における当該事業者を含む。）は、特定工事に着手する前に、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる特定事業の実施については、この限りでない。

(1) 災害復旧のために必要な応急措置として行う特定事業

(2) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体（以下

「国等」という。）が行う特定事業

(3) 略

2・3 略

4 第1項の規定にかかわらず、規則で定める特定事業を実施しようとする者は、特定工事に着手する前にその旨を知事に届け出なければならない。

(事業計画の変更の許可等)



第9条 第7条第1項の許可を受けた者（以下「許可事業者」という。）は、当該許可に係る事業計画を変更しようとするときは、当該変更に係る工事に着手する前に、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更をしようとするときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 特定工作物の維持管理に係る規則で定める軽微な変更

2・3 略

(特定事業の中間検査)

第12条 許可事業者は、特定工事（第9条第1項の変更に係る工事を含む。）に次の各号に掲げる工程（以下「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度、規則で定めるところにより、その特定工事が許可を受けた事業計画の内容に適合しているかどうかについて、遅滞なく、知事の検査（以下「中間検査」という。）を受けなければならない。

(1) 略

第9条 第7条第1項の許可を受けた者（以下「許可事業者」という。）は、当該許可に係る事業計画を変更しようとするときは、当該変更に係る工事に着手する前に、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更をしようとするときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 県特定盛土等の維持管理に係る規則で定める軽微な変更

2・3 略

(特定事業の中間検査)

第12条 許可事業者は、特定工事（第9条第1項の変更に係る工事を含む。）に次の各号に掲げる工程（以下「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度、規則で定めるところにより、その特定工事が許可を受けた事業計画の内容に適合しているかどうかについて、遅滞なく、知事の検査（以下「中間検査」という。）を受けなければならない。

(1) 略

(2) 県特定盛土に埋設される排水設備を設置する工程のうち

規則で定める工程

(2) 略

2・3 略

(特定事業の完了検査)

第13条 略

2 略

3 許可事業者は、前項の規定による特定事業が許可を受けた事業計画の内容に適合していると認めると認める旨の通知を受ける前に許可に係る工作物を事業の用に供し、又は供させはならない。

(許可の取消し)

第14条 知事は、許可事業者が次のいずれかに該当するときは、第7条第1項及び第9条第1項の許可を取り消すことができる。

(1)～(6) 略

(7) 前条第1項の規定による完了検査を受けずに、又は同条第2項の規定による特定事業が許可を受けた事業計画の内容

(3) 略

2・3 略

(特定事業の完了検査)

第13条 略

2 略

3 許可事業者は、前項の規定による特定事業が許可を受けた事業計画の内容に適合していると認めると認める旨の通知を受ける前に許可に係る土地又は工作物を事業の用に供し、又は供させはならない。

(許可の取消し)

第14条 知事は、許可事業者が次のいずれかに該当するときは、第7条第1項及び第9条第1項の許可を取り消すことができる。

(1)～(6) 略

(7) 前条第1項の規定による完了検査を受けずに、又は同条第2項の規定による特定事業が許可を受けた事業計画の内容

に適合していると認めると認める旨の通知を受けずに許可に係る工作物を事業の用に供し、又は供させたとき。

(8)～(10) 略

(定期的な報告)

第15条 許可事業者は、特定工事に着手した日から特定工事を完了し、又は廃止する日までの間において、6月ごとの当該期間における特定工事の状況について、当該期間を経過した日から起算して20日以内に、次に掲げる事項を記載した書面に、規則で定める書類を添えて、知事に報告しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 前号の期間中における次に掲げる事項

ア 略

イ 略

に適合していると認めると認める旨の通知を受けずに許可に係る土地又は工作物を事業の用に供し、又は供させたとき。

(8)～(10) 略

(定期的な報告)

第15条 許可事業者は、特定工事に着手した日から特定工事を完了し、又は廃止する日までの間において、6月ごとの当該期間における特定工事の状況について、当該期間を経過した日から起算して20日以内に、次に掲げる事項を記載した書面に、規則で定める書類を添えて、知事に報告しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 前号の期間中における次に掲げる事項

ア 事業区域に土砂を搬入させた者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

イ 搬入した土砂の数量及び土砂の搬出元の土地の住所又は

所在地

ウ 略

エ 略

(6) 略

2 許可事業者は、規則で定める場合を除き、当該特定事業の完了又は廃止の日から当該特定工作物を撤去するまでの間（当該特定工作物の撤去後に第2号又は第3号に掲げる措置に異変又は不備が生じていると知事が認められた場合には、当該異変又は不備が改善されるまでの間）、1年ごとの当該期間における事業の状況について、当該期間を経過した日から起算して20日以内に、次に掲げる事項を記載した書面に、規則で定める書類を添えて、知事に報告しなければならない。

(1) 略

(2) 報告の対象となる期間の特定工作物に係る維持管理の状

況

(3)～(5) 略

(6) 略

2 県特定盛土に係る工事を完了し、又は廃止した許可事業者は、規則で定める場合を除き、当該特定事業の完了又は廃止の日から10年間（10年目の期間において第2号又は第3号に掲げる措置に異変又は不備が生じていると知事が認められた場合には、当該異変又は不備が改善されるまでの間）、1年ごとの当該期間における事業の状況について、当該期間を経過した日から起算して20日以内に、次に掲げる事項を記載した書面に、規則で定める書類を添えて、知事に報告しなければならない。

(1) 略

(2) 報告の対象となる期間の県特定盛土に係る維持管理の状

況

(3)～(5) 略

3 前項の規定は、特定工作物を設置した場合について準用する。この場合において、前項中「県特定盛土」とあるのは「特定工作物」と、「10年間（10年目の期間において）」とあるのは「当該特定工作物を撤去するまでの間（特定工作物の撤去後に）」と読み替えるものとする。

(特定工作物の撤去等)

第17条 許可事業者（前条第1項又は第2項の規定に基づき許可事業者の地位を承継した者を含む。以下この条において同じ。）は、第7条第1項の許可を受けた特定事業に係る特定工作物を事業の用に供しないこととする場合又は廃止する場合においては、当該特定工作物の撤去その他の斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全のために必要な措置を講じなければならない。

2・3 略

(特定事業に係る保証金の預入)

第18条 事業者（第16条第1項又は第2項の規定に基づき許可事業者の地位を承継した者を含む。以下この条から第21条までにおいて同じ。）は、特定事業の実施に係る第7条第1項又は第9条第1項の許可の申請に当たっては、規則で定めるところにより、あらかじめ防災・環境保全費用に係る現金（以下「保証金」という。）を事業者が知事と協議して定める金融機関に預入しなければならない。この場合において、金融機関への預入

(県特定盛土等の撤去等)

第17条 許可事業者（前条第1項又は第2項の規定に基づき許可事業者の地位を承継した者を含む。以下この条において同じ。）は、第7条第1項の許可を受けた特定事業に係る県特定盛土等を事業の用に供しないこととする場合又は県特定盛土に係る盛土等を撤去し、若しくは特定工作物を廃止する場合においては、当該県特定盛土等の撤去その他の斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全のために必要な措置を講じなければならない。

2・3 略

(特定事業に係る保証金の預入)

第18条 事業者（第16条第1項又は第2項の規定に基づき許可事業者の地位を承継した者を含む。以下この条から第21条までにおいて同じ。）は、次に掲げる特定事業の実施に係る第7条第1項又は第9条第1項の許可の申請に当たっては、規則で定めるところにより、あらかじめ防災・環境保全費用に係る現金（以下「保証金」という。）を事業者が知事と協議して定める金融機関に預入しなければならない。この場合において、金融機関

は、日本国内において開設される預金口座に入金されるものでなければならぬ。

2～5 略

(質権設定契約の解除等)

第21条 知事は、次に掲げる場合には、第18条第3項の規定により締結した質権設定契約を解除するものとする。

(1)～(4) 略

(5) 事業者が廃止時検査の結果に係る通知（斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全がなされていると認められる旨の通知に限る。）を受けたとき。

への預入は、日本国内において開設される預金口座に入金されるものでなければならぬ。

(1) 県特定盛土に係る工事を行う事業のうち斜面地において建設発生土を盛土し、又は宅地造成を行う事業

(2) 特定工作物に係る工事を行う事業

2～5 略

(質権設定契約の解除等)

第21条 知事は、次に掲げる場合には、第18条第3項の規定により締結した質権設定契約を解除するものとする。

(1)～(4) 略

(5) 事業者が次に掲げる通知を受けたとき。

ア 県特定盛土にあつては、当該県特定盛土に係る完了検査の結果に係る通知（当該県特定盛土が許可を受けた事業計画の内容に適合していると認められる旨の通知に限る。）

イ 特定工作物にあつては、当該特定工作物に係る廃止時検査

査の結果に係る通知（斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全がなされていると認める旨の通知に限る。）

(6) 略

2～4 略

(特定建設発生生土搬出の許可等)

第23条 発注者（請負契約によらないで自ら特定建設発生生土搬出を行う者を含む。以下この条において同じ。）は、特定建設発生生土搬出を行う事業（事業規模の拡大その他事業着手後に生じた事情の変更により特定建設発生生土搬出に当たることとなった行為を行う事業を含む。）を実施するときは、当該特定建設発生生土搬出を実施する日までに、知事の許可を受けなければならぬ。ただし、次に掲げる土砂の搬出については、この限りでない。

(1) 略

(2) 国等が行う土砂の搬出

(3) 略

(6) 略

2～4 略

(特定建設発生生土搬出の許可等)

第23条 発注者（請負契約によらないで自ら特定建設発生生土搬出を行う者を含む。以下この条において同じ。）は、特定建設発生生土搬出を行う事業（事業規模の拡大その他事業着手後に生じた事情の変更により特定建設発生生土搬出に当たることとなった行為を行う事業を含む。）を実施するときは、当該特定建設発生生土搬出を実施する日までに、知事の許可を受けなければならぬ。ただし、次に掲げる土砂の搬出については、この限りでない。

(1) 略

(2) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う

土砂の搬出

(3) 略

2 略

3 知事は、前項の許可申請書の提出があった場合において、当該申請に係る事業が次の各号のいずれにも該当していると認めるときでなければ、第1項の許可をしてはならない。

(1) 略

(2) 搬出事業計画に定める土砂の処分又は仮置きをする土地が次に掲げるものであること。

ア 土砂を処分する場合において、当該土砂を処分する土地の区域が、法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項若しくは第35条第1項の許可を受けた工事又は法第21条第1項若しくは第40条第1項の届出を行った工事を現に行っている区域その他斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全がなされているものとして規則で定める区域であること。

イ・ウ 略

4・5 略

(勧告)

2 略

3 知事は、前項の許可申請書の提出があった場合において、当該申請に係る事業が次の各号のいずれにも該当していると認めるときでなければ、第1項の許可をしてはならない。

(1) 略

(2) 搬出事業計画に定める土砂の処分又は仮置きをする土地が次に掲げるものであること。

ア 土砂を処分する場合において、当該土砂を処分する土地の区域が、法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項若しくは第35条第1項の許可若しくは第7条第1項若しくは第9条第1項の許可を受けた工事又は法第21条第1項若しくは第40条第1項の届出を行った工事を現に行っている区域その他斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全がなされているものとして規則で定める区域であること。

イ・ウ 略

4・5 略

(勧告)



第30条 知事は、斜面地の工作物の設置及び建設発生土の搬出の適正化を図るため、許可事業者又は搬出許可事業者に対し、斜面の安全の確保、災害発生防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全のために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第31条 知事は、許可事業者（第14条の規定により許可を取り消された者を含む。以下同じ。）が第4条第2項の規定に違反し、特定事業を実施したと認めるときは、当該許可事業者に対し、当該特定事業を中止すること及び期限を定めて当該特定事業に係る工作物の撤去、原状回復その他斜面の安全の確保、災害発生防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 知事は、第7条第1項又は第9条第1項の規定に違反し、許可を受けずに特定事業を実施した者（第14条の規定により許可を取り消された者を含む。）に対し、当該特定事業を中止する

第30条 知事は、盛土等の施工、斜面地の工作物の設置並びに建設発生土の搬出の適正化を図るため、許可事業者（第7条第4項の規定により届出を行った者を含む。次条において同じ。）又は搬出許可事業者に対し、斜面の安全の確保、災害発生防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全のために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第31条 知事は、許可事業者（第14条の規定により許可を取り消された者を含む。以下同じ。）が第4条第2項の規定に違反し、特定事業を実施したと認めるときは、当該許可事業者に対し、当該特定事業を中止すること及び期限を定めて当該特定事業に係る盛土等又は工作物の撤去、原状回復その他斜面の安全の確保、災害発生防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 知事は、第7条第1項又は第9条第1項の規定に違反し、許可を受けずに特定事業を実施した者（第7条第4項に規定する者を除き、第14条の規定により許可を取り消された者を含む

<p>こと及び期限を定めて当該特定事業に係る工作物の撤去、原状回復その他斜面の安全の確保、災害発生防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>3～6 略</p>	<p>む。)に対し、当該特定事業を中止すること及び期限を定めて当該特定事業に係る盛土等又は工作物の撤去、原状回復その他斜面の安全の確保、災害発生防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>3～6 略</p>
<p>第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第13条第3項の規定に違反して、完了検査の結果に係る通知(特定事業が許可を受けた事業計画の内容に適合していると認める旨の通知に限る。)を受けずに許可に係る工作物を事業の用に供し、又は供させた者</p> <p>(4) 第15条第1項又は第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>(5)～(7) 略</p>	<p>第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第13条第3項の規定に違反して、完了検査の結果に係る通知(特定事業が許可を受けた事業計画の内容に適合していると認める旨の通知に限る。)を受けずに許可に係る土地又は工作物を事業の用に供し、又は供させた者</p> <p>(4) 第15条第1項又は第2項(第3項において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>(5)～(7) 略</p>

附 則

(費用の確保に係る経過措置)

第3条 既存特定事業を実施する事業者又は所有者等は、当該特定事業の事業区域において、計画的な資金の積立てその他の方法により、次に掲げる費用を確保しなければならない。

- (1) 特定工作物の維持管理に要する費用
- (2) 特定工作物の撤去、原状回復その他斜面の安全の確保、災害発生の防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図るために講ずる措置並びにこれに伴い発生する建設発生土及び廃棄物の処分に要する費用

2 前項の規定にかかわらず、施行日前行う既存特定事業（施行日前に施工された特定工作物に係る部分に限る。）に係る同項の規定の適用については、同項中「確保しなければならない」とあるのは、「確保するよう努めなければならない」とする。

附 則

(費用の確保に係る経過措置)

第3条 既存特定事業を実施する事業者又は所有者等は、当該特定事業の事業区域において、計画的な資金の積立てその他の方法により、次に掲げる費用を確保しなければならない。

- (1) 県特定盛土等の維持管理に要する費用
- (2) 県特定盛土等の撤去、原状回復その他斜面の安全の確保、災害発生の防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図るために講ずる措置並びにこれに伴い発生する建設発生土及び廃棄物の処分に要する費用

2 前項の規定にかかわらず、施行日前行う既存特定事業（施行日前に施工された県特定盛土等に係る部分に限る。）に係る同項の規定の適用については、同項中「確保しなければならない」とあるのは、「確保するよう努めなければならない」とする。

(適用除外)

第6条 法第10条第1項の規定による宅地造成等工事規制区域の指定の際、当該指定区域内において既に着手している宅地造成

等に関する工事については、附則第2条から附則第4条までの規定は適用しない。

- 2 法第26条第1項の規定による特定盛土等規制区域の指定の際、当該指定区域内において既に着手している特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、附則第2条から附則第4条までの規定は適用しない。

別表（第33条関係）

区分	金額
略	
法第16条第1項又は法第35条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可	略 変更に係る土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの 1件につき 137,000円
法第7条第1項の規定に基づく特定事業の許可（特定工作物の設置に係るものを除く。）	1件につき70,000円
法第7条第1項の規定に基づく特定事業の許可	1件につき91,000円

別表（第33条関係）

区分	金額
略	
法第16条第1項又は法第35条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可	略 変更に係る土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの 1件につき 137,000円
法第7条第1項の規定に基づく特定事業の許可	1件につき91,000円

			(特定工作物の設置に係るものに限る。)
		1 件につき42,000円	第9条第1項の規定に基づく特定事業の変更の許可(特定工作物の設置に係るものを除く。)
		1 件につき53,000円	第9条第1項の規定に基づく特定事業の変更の許可(特定工作物の設置に係るものに限る。)
			略
		1 件につき26,000円	第13条第1項の規定に基づく特定事業の完了検査(特定工作物の設置に係るものを除く。)
		1 件につき33,000円	第13条第1項の規定に基づく特定事業の完了検査(特定工作物の設置に係るものに限る。)
		1 件につき26,000円	第17条第2項の規定に基づく県特定盛土等の
		1 件につき53,000円	第9条第1項の規定に基づく特定事業の変更の許可
			略
		1 件につき33,000円	第13条第1項の規定に基づく特定事業の完了検査

<p>第17条第2項の規定に基づき<u>特定工作物の廃止時検査</u></p>	<p>廃止時検査（特定工作物の廃止に係るものを除く。）</p>
<p>1件につき33,000円</p>	<p>1件につき33,000円</p>
<p>略</p>	
<p>略</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。